

平成24年度予算要求に係るがん対策推進協議会意見書(案)

平成23年9月9日
がん対策推進協議会

がん対策推進協議会は、「がん対策推進基本計画」(平成19年6月閣議決定)の見直しについて、現在、精力的に審議を重ねてきているところである。

次期がん対策推進基本計画を推進するにあたり、平成24年度予算として必要な措置を以下のとおり意見書として取りまとめる。

1. がん対策全般に対する事項

- ・ 厳しい財政状況を背景に、がん対策予算においてもシーリングを前提とした予算措置がされてきたが、がんは国民の2人に1人が罹患するとされる国民病であり、国民の健康において依然として大きな脅威であることから、弾力的な予算措置をもとにがん対策予算の増額を行うこと。

2. 平成24年度概算要求に新たに盛り込むべき事項

(1)放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成

- ・ がん治療に付随する口腔や呼吸器合併症のリスクを減らすための口腔ケアについて、がん専門病院の医療者による一般歯科医に対する講習会等を行い、安心して歯科治療が行えるように患者、歯科医師、がん主治医による連携システムを構築する。そのために必要な情報共有ツールの開発に要する予算措置を行うこと。
- ・ 高齢がん患者を対象に、手術前、薬物療法前に一定の手順に則った全体像の把握をおこない、有害事象の発症を予測し、高齢がん患者における治療安全性を高める方法を確立するための治療前総合的機能評価に必要な予算措置を行うこと。
- ・ 現在、化学療法を受けている患者のもっともつらい副作用の一つは脱毛である。その予防に対する研究の推進に予算措置を行う。

(2)緩和ケア

- ・ 我が国におけるがん患者の在宅緩和ケアの問題点を明らかにするために、自宅療養期間・医療費・医療内容などの実態調査と不足している支援体制の調査に必要な予算措置を行うこと。
- ・ がん患者・家族が住み慣れた地域において切れ目のない緩和ケアを受けられるように、がん診療連携拠点病院と地域内の在宅緩和ケアを専門とする診療所等の連携強化を目的としたネットワークを構築することに必要な予算措置を行うこと。

(3) がん医療に関する相談支援及び情報提供

- ・ ピアサポート(患者・家族による相互支援)の実態把握及びその効果の検証、ピアサポートに関わる既往文献の収集・整理及び相談支援センターとピアサポーターによる連携モデル事業の実施に必要な予算措置を行うこと。
- ・ がん患者や家族、経験者からの相談に24時間十分対応できる(ワンストップ)全国コールセンターの設置に必要な予算措置を行うこと。

(4) がん登録

- ・ 全国のがん登録を実施する医療機関における、院内がん登録の登録作業の効率化と地域がん登録との共通化を目的とした院内がん登録データベースシステムの開発に必要な予算措置を行うこと。
- ・ 地域がん登録の情報を活用し、がん対策に必要な情報を迅速に提供するため、罹患率計測の迅速化等に対応した新たな標準データベースシステムの開発に必要な予算措置を行うこと。

(5) がんの予防

- ・ たばこ等の健康影響と必要な対策について国民が正しい理解を深め、自己決定能力と政策支援能力を高め、がん予防政策に関する情報収集・発信に必要な予算措置を行うこと。

(6) がん研究

- ・ 各種がんに対する標準治療の進歩につながる集学的治療開発の研究者主導臨床試験を推進し、がん診療連携拠点病院における臨床研究コーディネーター(CRC)やデータマネージャーを充実させ、がん診療連携拠点病院における研究者主導臨床試験の実施基盤・強化を図るために必要な予算措置を行うこと。
- ・ 第3、4相試験による標準治療法の確立をめざした研究者主導臨床試験を行う多施設共同研究グループの整備を進め、標準治療の開発を進めるためのがん共同研究グループ整備に必要な予算措置を行うこと。

(7) 小児がん

- ・ 平成19年度より施行された現在のがん対策推進基本計画では、小児がん対策が盛り込まれておらず、小児がん医療の質の向上や、患児・家族・経験者の診療やフォローアップ支援体制の整備が不十分であることから、小児がん拠点病院(仮称)を整備し体制強化を図るために必要な予算措置を行うこと。
- ・ 小児患者等に対する緩和ケア講習会の実施体制の整備を図り、小児にも対応できる認定看護師、薬剤師をはじめ、子どもの心理社会的支援をおこなう職種などの養成を図るために必要な予算措置を行うこと。
- ・ 小児・若年がん患者の長期にわたる繰り返し治療を、出来る限り「生活の場」に近い環境で行う事により、患者のQOLを長期にわたって高品質に保つため、患者家族の負担を軽減する必要があることから、小児・若年がん患者に対する治療環境改善のため、①病児教育の充実、②病診連携、病病連携の緻密化とシステム化、③先端医療のシステム化、④支持療法の開発と一般化に関するガイドラインを作成するとともに、相談支援センターに社会福祉士などの療養生活コーディネーター設置に必要な予算措置を行うこと。

3. 既定予算の活用等を行い充実強化すべき事項

(1) 放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成

- ・ 放射線療法に関わる放射線治療医・医学物理士・診療放射線技師、化学療法に関わるがん薬物療法専門医・血液内科医、がん治療認定医、外科医、病理医、小児がん専門医、がん看護に関わる専門・認定看護師、がん薬物療法認定薬剤師など、専門医療者の育成に係る予算措置を行うこと。
- ・ 文部科学省が実施しているがんプロフェッショナル養成プランについて、医療人の育成には長い期間が必要とされることから、必要な見直しを行った上で、必要な予算措置の継続を行うこと。
- ・ ドラッグ・ラグの解消に関して、過年度に実施されてきた未承認・適応外医薬品解消検討事業費等の内容を受け、コンパッションエート・ユースの導入、未承認薬を用いた研究者主導臨床試験を行う施設への財政的支援、支持療法薬のラグの解消に向けた検討などに必要な予算措置を行うこと。
- ・ ドラッグ・ラグの解消や先進治療がどこで受けられるかなどの情報発信、また、治験や国際共同臨床試験などが円滑に進むための体制整備を推進するため必要なシンポジウムの開催及び患者アンケートを行うのに必要な予算措置を行うこと。
- ・ 抗癌剤治療などの効果や早期がんでの鏡視下手術の増加に伴い、より高度な外科手術の提供およびチーム医療の確立が必要であり、これらを潤滑に行うための、セミナーや講習会、人事交流などに必要な予算措置を行うこと。
- ・ 治療法の選択やセカンドオピニオンの実施に関わる実態把握に必要な予算措置を行うこと。

(2) 緩和ケア

- ・ 現在実施している緩和ケア研修等事業、コミュニケーション研修事業、リハビリテーションに関する研修事業及び都道府県が実施している緩和ケア研修等について、研修の実効性を向上させるために基本的緩和ケアカリキュラムを必修化し、実習等研修内容及び対象者の増員や内容の拡充を図るとともに、必要な予算措置の継続を行うこと。

(3) 在宅医療

- ・ 病院診療所連携及び診療所間の連携などにより、24時間体制で在宅のがん患者を往診してくれる医療機関の充実するために必要な予算措置を行うこと。

(4) 診療ガイドラインの作成

- ・ 科学的根拠に基づいて作成可能な希少がんを含む全てのがんについて、関連学会等が策定している診療ガイドラインの作成及び改訂に必要な財政支援を継続するとともに、新たに、支持療法、精神腫瘍学、社会学等のガイドラインの策定に必要な財政支援を行うこと。

(5) がん医療に関する相談支援及び情報提供

- ・ がん診療連携拠点病院に設置されている相談支援センターについて、相談員の配置に対する拠点病院のインセンティブを確保するとともに、がん患者団体やいわゆるピアサポーターとの連携を図るために必要な予算措置を行うこと。
- ・ 医療・介護・福祉・がん患者団体などの地域医療資源が連携し、包括的ながん患者支援を行うため

の地域統括相談支援センター事業に必要な予算措置の継続を行うこと。

- ・ 放射線治療や緩和ケアに関し、啓発冊子の作成・配布を行うとともに、インターネットなどを活用して十分な情報提供するのに必要な予算措置を行うこと。

(6) がん登録

- ・ 地域がん登録を実施している都道府県の登録センターの機能強化及び国民への啓蒙・情報提供に必要な予算措置を行うこと。

(7) がんの予防(がん教育)

- ・ 国民の2人に1人ががんになり患すとされていることから、がんや医療、いのちに関する教育の充実を図り、啓発教材の作成と配布など、がんに関する教育の推進に係る必要な予算措置を行うこと。
- ・ 放射線被ばくと発がんに関する啓発と学校教育を行うこと。
- ・ コマーシャルでの受動喫煙防止や啓発など世間全般の意識に働きかけるのに必要な予算措置を行うこと。
- ・ 地方公共団体が受動喫煙防止施策を積極的に展開できるための、制度づくりとそれに必要な予算措置を行うこと。
- ・ 基礎研究の分野で数多くのがん予防に関する研究が行われており、生活の中でがん予防を実施する者との意識のずれが大きければ、がん予防方策を立てても実現することはないことから、がん予防やその研究に関する国民の意識調査を行い、基礎研究の立脚する土台を画一するために必要な予算措置を行うこと。
- ・ 子宮頸がんワクチンの効果及びがん検診との併用による発症リスクの軽減など、国民に対し正しい情報を発信し、予防接種率とがん検診の向上をはかるとともに、子宮頸がん予防接種助成の地域格差をなくすために必要な予算措置を行うこと。

(8) がんの早期発見

- ・ 国の補助事業であるがん検診推進事業について、対象となるがん種、対象年齢、検診方法などについて、科学的根拠に基づいて実施するとともに、がん検診の精度管理、受診対象者及び要精検者への市町村が行う個別勧奨についても必要な予算措置の継続を行うこと。
- ・ 都道府県の生活習慣病検診管理指導協議会委員と個別検診担当医師を対象に、がん検診に関する精度管理と受診率向上策に関する講習会の開催及び講習会の評価を行う予算措置を行うこと。
- ・ 女性の社会進出や定年延長に伴い職域でのがん検診の重要性が高まっていることから、企業と連携したがん検診施策を支援する予算措置の継続を行うこと。

(9) がん研究

- ・ 臨床試験や臨床研究への公的資金の増額、特に難治がん・希少がん・日本人に特有のがんやがん遺伝子に関する研究と臨床試験ネットワーク、臨床研究に関わる専門職の育成、がんに関わる心理・社会学的研究など、がん患者の受ける医療の向上に資する研究に必要な予算措置を行うこと。
- ・ がんの原因究明・本態解明から個別化予防・個別化医療の実現に資するために、国家的プロジェクトとして、地域住民を対象とした30万人規模の次世代分子疫学コホートを構築し、20年以上の長期追跡を継続する研究を実施するための次世代大規模分子疫学コホート研究の体制整備に必要な予算

措置を行うこと。

(10)その他

- ・ がん患者が日常生活面で感じている不便さを明らかにし、国民的な取り組みとして、がん患者が暮らしやすい社会づくりを進めるための基礎資料とするため、大規模調査を実施するために必要な予算措置を行うこと。
- ・ がん患者を診療する医療機関の給食実態を把握し、がん患者の疾病別の特別メニューの共通項目を抽出し、メニュー開発、がん患者の“食の楽しみ”と“栄養改善”を満足する個別給食メニューの標準化を図るために実施するがん病態別個別医療食全国調査を実施するために必要な予算措置を行うこと。
- ・ がん診療連携拠点病院の整備と機能強化に関連し、拠点病院の診療や相談支援体制の充実だけでなく、がん治療を行っている非拠点病院や地域の中小病院、患者家族の生活を支える診療所等との連携を促進し、患者家族に適切な治療・支援がとぎれなく提供される体制づくりを促すために必要な予算措置を行うこと。